

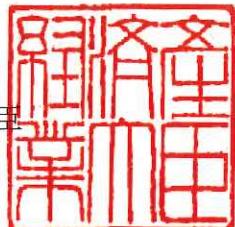
経済産業省

20171016 中第2号

平成29年11月15日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



下請事業者への配慮等について

我が国経済は、景気の緩やかな回復基調が継続する中、中小企業の業況も、緩やかに改善していますが、原材料価格の上昇や人手不足への懸念など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

さらに、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないよう配慮することが必要です。

こうした状況を踏まえ、政府は、下請事業者の経営基盤を強化する観点から、親事業者に対して「下請中小企業振興法」（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」（別紙参照）の遵守を要請してきたところですが、経済の好循環を実現し、我が国産業が競争力を高めていくために、その遵守の必要性は一層高まっています。

このような中、昨年12月には、「振興基準」を改正し、不合理な原価低減要請をしないこと、人手不足や最低賃金の引上げに伴う労務費上昇による影響を加味して取引対価を決定すること、下請代金支払の現金化を大企業から率先して実施しサプライチェーン全体で取組を進めることなどを明記しました。

また、サプライチェーン全体で生産性向上と取引適正化を図っていくことが重要であることから、「自主行動計画」の策定とその継続的なフォローアップに努

めることなどを主要な業界団体に要請し、関係業界自らの積極的な取組を懇願しているところです。

景気の回復基調が続いている中で、親事業者の皆様には、企業収益の改善を下請事業者にも還元し、経済の好循環の拡大に向けて着実な一歩を踏み出していただくことが期待されています。

貴団体におかれましては、下請事業者が置かれている状況を十分認識いただきたい上で、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項を始めとする「振興基準」の遵守について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう要請いたします。

また、親事業者に対し、調達担当者のみならず役員等責任者が率先して社員教育等に取り組まれ、「振興基準」の幅広い周知に努められるよう併せて連絡いただきますようお願いいたします。

なお、政府が進める「働き方改革」においても事業者間の取引条件の改善が課題であるとされています。例えば、極端な短納期発注等は、取引先における長時間労働等につながる場合があり、下請代金支払遅延等防止法等の違反の背景にもなり得ますので特に注意を促すようお願いいたします。

さらに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）が、平成25年10月1日から施行されています。貴団体におかれましては、所属の事業者に対し、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、周知徹底していただくよう併せて要請いたします。

記

1. 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）において記載されている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「下請代金を据え置くことによる買いたたき（円高や景気悪化を理由とした一時的な下請代金の引下げ協力要請関係）」等の違反事例など、下請代金支払遅延等防止法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底していくものとする。

親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じるものとする。特に、人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で取引対価を決定するものとする。

また、取引対価の決定については、あらかじめ定めた時期や頻度にかかわらず、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、隨時再協議を行うものとする。

【振興基準 第4 1)】

2. 短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。【振興基準 第6 3) (3)】

3. 下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。仮に、手形で支払う場合には、現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定し、そのサイトについては、繊維業90日以内、他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めるものとする。

これらの取組は、大企業から率先して実施するとともに、サプライチェーン全体で取組を進めることとする。

【振興基準 第4 4)】

4. 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

【振興基準 第2 7)】

5. 親事業者の事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「工場移転等」という。）に際してはその計画についての情報を計画の進捗に応じて逐次提供すること。また、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、積極的な支援を行うこととし、工場移転等の事業再編の早期の段階から、それらの対応に必要な技術・ノウハウの提供、新規取引先の紹介・あっせん等を行うよう努めるものとする。

【振興基準 第6 3) (2)】

6. 親事業者は、下請事業者から取引条件の改善、下請代金支払等下請取引の紛争に関する協議の申し出があった場合には、協議に応じるものとする。また、下請事業者から、下請企業振興協会が行う紛争のあっせん等、裁判外紛争処理手続の利用の申し出があった場合には、手続の活用について応諾するものとする。

【振興基準 第7】

7. 親事業者は、下請事業者から、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、本申出を理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしてはならないものとする。

【振興基準 第8 7)】

8. 親事業者及び下請事業者は、業種別の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「下請ガイドライン」という。）を遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、下請ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

また、親事業者の取組がサプライチェーン全体に与える影響は大きいことから、親事業者は、業界団体等の取組に、積極的に協力するよう努めるものとする。

【振興基準 第8 3) (1) (2)】